

◎九州旅客鉄道株式会社 公告第 15 号
障害者用 I C カード乗車券取扱規則の制定について
2025 年 3 月 24 日（月曜日）

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二

旅客及び荷物営業管理規程（1987 年 4 月 1 日社達第 28 号）第 7 条の規定に基づき、障害者用 I C カード乗車券取扱規則を次のように制定し、2025 年 4 月 1 日から施行します。

障害者用 I C カード乗車券取扱規則（2025 年 3 月 24 日九州旅客鉄道株式会社公告第 15 号）

第 1 編 総則

（この規則の目的）

第 1 条 この規則は、身体障害者旅客運賃割引規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 5 号。以下「身体障害者規則」といいます。）に規定する第 1 種身体障害者及びその介護者、知的障害者旅客運賃割引規則（1991 年 11 月九州旅客鉄道株式会社公告第 38 号。以下「知的障害者規則」といいます。）に規定する第 1 種知的障害者及びその介護者又は精神障害者旅客運賃割引規則（2024 年 12 月九州旅客鉄道株式会社公告第 6 号。以下「精神障害者規則」といいます。）に規定する第 1 種精神障害者及びその介護者のために発売し、身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条及び精神障害者規則第 6 条に定める割引率を適用する SUGOCA（以下「障害者用 SUGOCA」といいます。）のサービスの内容及び利用条件を定め、もつて旅客の利便向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第 2 条 当社が発売する障害者用 SUGOCA による当社線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

- 2 この規則が改定された場合、以後の障害者用 SUGOCA による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。
- 3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

（注） 別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

- (1) 旅客営業規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 2 号。以下「旅客規則」といいます。）
- (2) 学校及び救護施設指定取扱規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 3 号）
- (3) 身体障害者旅客運賃割引規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 5 号）
- (4) 知的障害者旅客運賃割引規則（1991 年 11 月九州旅客鉄道株式会社公告第 38 号）
- (5) 精神障害者旅客運賃割引規則（2024 年 12 月九州旅客鉄道株式会社公告第 6 号）
- (6) SUGOCA 電子マネー取扱規則（2009 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 26 号）
- (7) JR キューポ利用規約

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「障害者」とは、第1種身体障害者、第1種知的障害者又は第1種精神障害者のことをいいます。
- (2) 「介護者」とは、係員が介護能力があると認める者であつて、障害者がICカード乗車券取扱規則(2009年2月九州旅客鉄道株式会社公告第11号。以下「ICカード規則」といいます。)第18条に定める利用エリアを乗車する場合に障害者を介護する者をいいます。
- (3) 「旅客」とは、障害者及び介護者の総称をいいます。
- (4) 「障害者用SUGOCA」とは、本人用SUGOCA及び介護者用SUGOCAの総称をいいます。
- (5) 「本人用SUGOCA」とは、障害者用SUGOCAのうち、介護者用SUGOCAと同時に利用することを条件に、障害者のために発売され、障害者本人が利用することができるSUGOCAをいいます。
- (6) 「介護者用SUGOCA」とは、障害者用SUGOCAのうち、本人用SUGOCAと同時に利用することを条件に、介護者のために発売され、障害者を介護する目的において持参する介護者が利用することができるSUGOCAをいいます。
- (7) 「本人用SUGOCA乗車券」とは、券面に使用者の記名を行つたものであつて、ストアードフェアカードの機能のみをもつ、記名人のご利用に供する本人用SUGOCAをいいます。
- (8) 「本人用SUGOCA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行つたものであつて、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ、記名人のご利用に供する本人用SUGOCAをいいます。
- (9) 「介護者用SUGOCA乗車券」とは、券面に障害者の介護者である旨の表記を行つたものであつて、ストアードフェアカードの機能のみをもつ、障害者の介護者のご利用に供する介護者用SUGOCAをいいます。
- (10) 「介護者用SUGOCA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び障害者の介護者である旨の表記を行つたものであつて、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ、障害者の介護者のご利用に供する介護者用SUGOCAをいいます。

2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則、身体障害者規則、知的障害者規則、精神障害者規則及びICカード規則の定めるところによります。

(準用規定)

第4条 ICカード規則第4条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、この編に準用します。

(注) 準用するICカード規則の内容は、次のとおりです。

第4条 契約の成立時期

第5条 規則等の変更

第6条 旅客の同意

- 第7条 SUGOCAの発売箇所
- 第8条 制限又は停止
- 第9条 ICカードの所有権
- 第10条 デPOSIT
- 第12条 チャージ
- 第13条 SF残額の確認
- 第14条 SF利用履歴の確認

(障害者用SUGOCAの失効)

- 第5条 障害者用SUGOCAの発売若しくはICカードの交換、SFの使用、SFのチャージ又は障害者用SUGOCA定期券の発売、払いもどし若しくは更新のいずれかの取扱いを行つた日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、当該障害者用SUGOCAに係る旅客の権利は失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、遺失物法（平成18年法律第73号）の適用を受け、公告期間を経過した障害者用SUGOCAに係る旅客の権利は失効します。
 - 3 本人用SUGOCA又は介護者用SUGOCAのいずれか一方の権利が失効した場合、同時に発売した本人用SUGOCA又は介護者用SUGOCAの権利も失効するものとします。
 - 4 旅客は、前各項により失効したICカードのSF及びデPOSITの返却を請求することはできません。
 - 5 故意にICカードを破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該障害者用SUGOCAに係る旅客の権利は失効します。

(小児の取扱い)

- 第6条 当社が特に認める場合を除き、小児が障害者用SUGOCAを購入又は使用することはできません。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(準用規定)

- 第7条 ICカード規則第16条、第17条の2、第18条及び第20条の規定は、この章に準用します。

(注) 準用するICカード規則の内容は、次のとおりです。

- 第16条 運送契約の成立時期
- 第17条の2 使用方法の特例
- 第18条 利用エリア
- 第20条 制限又は停止

(使用方法)

第8条 障害者は、介護者用SUGOCAを使用する介護者を伴い、当該介護者と同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために本人用SUGOCAを使用するものとします。

2 介護者は、本人用SUGOCAを使用する障害者を介護する目的においてのみ、障害者本人と同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために介護者用SUGOCAを使用するものとします。

3 その他の使用方法については、ICカード規則第17条の規定を準用します。

(ご利用条件等)

第9条 本人用SUGOCA又は介護者用SUGOCAを、障害者本人又は介護者が単独で使用することはできません。

2 本人用SUGOCAは、障害者本人以外が使用することはできません。

3 旅客は、障害者用SUGOCAを利用する際は、有効な身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下これらを「手帳」といいます。）を携帯して、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければなりません。

4 其他のご利用条件等については、ICカード規則第19条の規定を準用します。

(当社の免責事項)

第10条 当社は、本人用SUGOCA又は介護者用SUGOCAを当該SUGOCAの利用者以外の者が所持又は使用していたことにより旅客に損害が生じた場合、当社に故意又は過失があつたときを除き、その責任を負いません。

第2章 障害者用SUGOCA乗車券

第1節 発売

(準用規定)

第11条 ICカード規則第21条の規定は、この節に準用します。

(注) 準用するICカード規則の内容は、次のとおりです。

第21条 発売額

(障害者用SUGOCA乗車券の発売)

第12条 障害者用SUGOCA乗車券の購入の申出があつたときは、旅客が、別表に定める障がい者用SUGOCA申込書に、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を記入し、かつ係員に手帳を呈示し、障害者であることを証明するものとします。この場合、当社は本人用SUGOCA乗車券と介護者用SUGOCA乗車券の両方を同時に発売します。

2 介護者用SUGOCA乗車券には、障害者本人を特定する氏名及び生年月日等の情報が記録され、券面には障害者本人の氏名と介護者用SUGOCA乗車券である旨をあわせて記名します。

3 同一の障害者には複数の障害者用SUGOCA乗車券は発売しません。

4 障害者用SUGOCA乗車券には小児用の設定はありません。

- 5 障害者用SUGOCA乗車券は、発売日から起算して1年後の同月末日までを有効期間として設定します。
- 6 旅客から障害者用SUGOCA乗車券の有効期間の延長の申出があつた場合は、前各項の規定を準用し、有効期間の延長として取り扱います。

第2節 運賃

(運賃の減額)

第13条 障害者用SUGOCA乗車券をICカード規則第17条第1項の規定により使用する場合、出場時に障害者用SUGOCA乗車券のSFからICカード規則第24条に定める片道普通旅客運賃に、身体障害者規則第7条、知的障害者規則第6条又は精神障害者規則第6条に定める割引率(以下これらを「障害者割引」といいます。)を適用した額(以下「障害者用SUGOCAの運賃」といいます。)を減額します。

第3節 効力

(障害者用SUGOCA乗車券の効力)

第14条 障害者用SUGOCA乗車券については、ICカード規則第25条の定めによるほか、これを使用することができるのは、本人用SUGOCA乗車券については障害者本人、介護者用SUGOCA乗車券については係員が介護能力があると認める大人1人に限るものとします。ただし、介護者用SUGOCA乗車券については、差額の払いもどしをしないことを承諾し、かつ係員が介護能力があると認める小児が使用する場合には、小児1人が障害者を介護する目的において使用することができます。

(改氏名の場合の障害者用SUGOCA乗車券の書替)

第15条 本人用SUGOCA乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、本人用SUGOCA乗車券及び介護者用SUGOCA乗車券の両方を同時に障害者用SUGOCA乗車券の再発行を行う駅に差し出して、その氏名の書替を申出なければなりません。この場合、障害者本人が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該障害者用SUGOCA乗車券の記名人本人であることを証明したときに限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障害者用SUGOCA乗車券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

(障害者用SUGOCA乗車券が無効となる場合)

第16条 障害者用SUGOCA乗車券は、ICカード規則第27条第1項の定めによるほか、次の各号の1に該当する場合は、SFを含めて無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 使用資格を偽って障害者用SUGOCA乗車券を使用した場合
- (2) 本人用SUGOCA乗車券を単独で使用した場合
- (3) 介護者用SUGOCA乗車券を単独で使用した場合
- (4) 本人用SUGOCA乗車券と介護者用SUGOCA乗車券の使用が、同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車ではない場合

- (5) 手帳を携帯せずに障害者用SUGOCA乗車券を使用した場合又は係員の請求があった際に手帳の呈示を拒んだ場合
- 2 ICカード規則第27条第1項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。
 - 3 偽造、変造又は不正に作成された障害者用SUGOCA乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。
 - 4 前各項により無効として回収した場合、一定期間、当該障害者用SUGOCAの記名人への障害者用SUGOCAの発売を行わない場合があります。

(準用規定)

第17条 ICカード規則第28条の規定は、この節に準用します。

(注) 準用するICカード規則の内容は、次のとおりです。

第28条 SUGOCA乗車券不正使用未遂の場合の取扱方

第4節 変更・払いもどし

(障害者用SUGOCA乗車券への変更)

第18条 無記名式SUGOCA乗車券及び記名式SUGOCA乗車券を本人用SUGOCA乗車券又は介護者用SUGOCA乗車券に変更することはできません。

(障害者用SUGOCA定期券への変更)

第19条 障害者本人は、定期乗車券機能が必要となつた場合は、障害者用SUGOCA乗車券のSF残額及びデポジットを引き継いで障害者用SUGOCA定期券への変更の申出をすることができます。この場合、第27条の取扱いを準用します。

- 2 前項の取扱いは、無記名式SUGOCA乗車券若しくは記名式SUGOCA乗車券から本人用SUGOCA定期券への変更又は無記名式SUGOCA乗車券から介護者用SUGOCA定期券への変更の場合に準用します。
- 3 第1項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。この場合、ICカード規則第9条第3項及び第4項の規定を準用します。

(障害者用SUGOCA乗車券の払いもどし)

第20条 障害者用SUGOCA乗車券が不要となつた場合は、障害者本人は当社が別に定めるSUGOCA乗車券の払いもどしを行う箇所（以下「払いもどし取扱箇所」といいます。）に本人用SUGOCA乗車券及び介護者用SUGOCA乗車券の両方を同時に差し出して、SF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、本人用SUGOCA乗車券及び介護者用SUGOCA乗車券のそれぞれにつき手数料として220円（SF残額が220円に満たない場合はその額）を支払うものとします。

- 2 障害者用SUGOCA乗車券の払いもどしは、障害者本人が、払いもどし取扱箇所において、別に定める申込書（以下「再発行等申込書」という。）を提出し、公的証明書等の呈示により、当該本人用SUGOCA乗車券の記名人と一致することを係員が確認できた場合に限り取り扱います。

ただし、別に定めるところにより、当該本人用SUGOCA乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

- 3 前各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。
- 4 障害者用SUGOCA乗車券の払いもどしの請求を受け付けた後、旅客は払いもどしの取消及び障害者用SUGOCA乗車券の機能の復元を請求することはできません。

第5節 再発行・交換

(障害者用SUGOCA乗車券の紛失再発行)

第21条 障害者用SUGOCA乗車券を紛失した場合は、次の各号の条件を満たす場合に限り、当社は紛失した当該障害者用SUGOCA乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に当該障害者用SUGOCA乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより再発行を行います。

- (1) 障害者本人が、再発行を行う駅において、再発行等申込書を提出し、公的証明書等の呈示により、当該障害者用SUGOCA乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 前号の紛失再発行の申込後、再発行された障害者用SUGOCA乗車券の貸与に際して、障害者本人が、発売箇所において係員に手帳を呈示し、当該障害者用SUGOCA乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (3) 当該障害者用SUGOCA乗車券について、記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。

2 当社は、前項により再発行する当該障害者用SUGOCA乗車券1枚につき紛失再発行手数料520円及びICカード規則第10条第1項に規定するデポジットを現金で収受します。

3 障害者用SUGOCA乗車券の再発行の請求を受け付けた後は、旅客はこれを取り消すことはできません。

4 第1項に規定する期間内に、再発行する障害者用SUGOCA乗車券の引取りがない場合は、当該請求に対する交付は行いません。

5 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失した障害者用SUGOCA乗車券を発見した場合は、障害者本人は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、障害者本人が紛失した障害者用SUGOCA乗車券とともに再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

(注) 発見した障害者用SUGOCA乗車券を旅客が再び利用することはできません。

6 障害者用SUGOCA乗車券の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った障害者用SUGOCA乗車券を旅客が再び使用することはできません。また、障害者用SUGOCA乗車券のうち、本人用SUGOCA乗車券又は介護者用SUGOCA乗車券のいずれか一方について使用停止措置を行った場合、旅客は、当該措置を行った障害者用SUGOCA乗車券の再発行を受けない限り、他方の障害者用SUGOCA乗車券を単独で使用することはできません。

7 別に定めるところにより、当該障害者用SUGOCA乗車券の記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。

(障害者用SUGOCA乗車券の障害再発行)

- 第22条 障害者用SUGOCA乗車券の破損等によつて障害者用SUGOCA乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となつた場合で、障害者本人が再発行を行う駅において、再発行等申込書を当該障害者用SUGOCA乗車券とともに提出したときは、その原因が旅客の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は当該障害者用SUGOCA乗車券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に、当該障害者用SUGOCA乗車券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより、当該障害者用SUGOCA乗車券のSF残額と同額のSF残額をもつ障害者用SUGOCA乗車券の再発行の取扱いを行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。
- 2 障害者用SUGOCA乗車券のうち、本人用SUGOCA乗車券又は介護者用SUGOCA乗車券のいずれか一方について前項による再発行を行う場合、再発行が完了するまでの間、他方の障害者用SUGOCA乗車券を単独で使用することはできません。

(障害者用SUGOCA乗車券の再発行に係る当社の免責事項)

- 第23条 第21条に定める再発行の取扱いを行う場合、紛失した障害者用SUGOCA乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に当該障害者用SUGOCA乗車券の払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。
- 2 第21条及び前条に定める再発行の取扱いを行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードを発行したことにより旅客に不利益又は損害が生じたときであつても、当社はその責めを負いません。

第6節 特殊取扱い

(障害者用SUGOCA乗車券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

- 第24条 第16条第1項の規定によりSUGOCA乗車券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、旅客の実際乗車区間に対する普通旅客運賃に障害者割引を適用した額と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。
- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第266条の規定を準用して計算します。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

- 第25条 旅客は、障害者SUGOCA乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間に対する普通旅客運賃に障害者割引を適用した額を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。
- 2 旅客は、障害者SUGOCA乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客規則第295条第2項第1号に規定するその駅の入場料金を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

- 第26条 自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となつた場合は、次の各号の1

に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 発駅までの無賃送還

この場合、当社は、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅で出場される際に障害者用SUGOCA乗車券の出場処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、発駅から当該下車駅までの区間について第13条の規定により算出した障害者用SUGOCAの運賃をSF残額から減額します。

(2) 運行不能区間の別途旅行

運行不能となつた区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について第13条の規定により算出した障害者用SUGOCAの運賃を、旅行中止駅において障害者用SUGOCA乗車券のSF残額から減額します。

第3章 障害者用SUGOCA定期券

第1節 発売

(障害者用SUGOCA定期券の発売)

第27条 障害者用SUGOCA定期券の購入の申込みがあつたときは、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を発売します。この場合の定期乗車券の経路及び区間はICカード規則第18条に定めるSUGOCAの利用エリア内に限ります。

2 前項の規定により発売する障害者用SUGOCA定期券は、身体障害者規則第4条第1項第2号、知的障害者規則第4条第1項第2号又は精神障害者規則第4条第1項第2号に定める割引の定期乗車券に限るものとし、また、障害者用SUGOCA定期券の購入の申込みの際には、別表に定める障がい者用SUGOCA申込書及びICカード規則別表第4に定めるSUGOCA定期券購入申込書に、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を記入し、かつ係員に手帳を呈示し、障害者であることを証明するものとし、この場合、当社は本人用SUGOCA定期券と介護者用SUGOCA定期券の両方を同時に発売します。このとき発売する障害者用SUGOCA定期券の有効期間は、第12条第5項に準じて設定します。

3 介護者用SUGOCA定期券においては通学定期乗車券を発売しません。

4 別に定めるところにより、当該障害者用SUGOCAの記名人の代理人に対し、前各項の取扱いを行うことがあります。

5 同一の障害者には複数の障害者用SUGOCA定期券は発売しません。

6 第1項の規定により障害者用SUGOCA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条の規定を準用します。

第2節 運賃

(障害者用SUGOCA定期券のSFの減額)

第28条 券面に表示された有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、別途乗車区間に対して第13条の規定により算出

した障害者用SUGOCAの運賃を減額します。

- 2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して第13条の規定を準用することがあります。
- 3 障害者用SUGOCA定期券を券面に表示された有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は、第13条の規定を準用します。

第3節 効力

(障害者用SUGOCA定期券の効力)

第29条 障害者用SUGOCA定期券については、ICカード規則第41条の定めによるほか、これを使用することができるのは、本人用SUGOCA定期券については障害者本人、介護者用SUGOCA定期券については係員が介護能力があると認める大人1人に限るものとします。ただし、介護者用SUGOCA定期券については、差額の払いもどしをしないことを承諾し、かつ係員が介護能力があると認める小児が使用する場合には、小児1人が障害者を介護する目的において使用することができます。

(改氏名の場合の障害者用SUGOCA定期券の書替)

第30条 本人用SUGOCA定期券の使用者は、氏名を改めた場合は、本人用SUGOCA定期券及び介護者用SUGOCA定期券の両方を同時に障害者用SUGOCA定期券の再発行を行う駅に差し出して、その氏名の書替を申出なければなりません。この場合、障害者本人が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該障害者用SUGOCA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該障害者用SUGOCA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

(障害者用SUGOCA定期券が無効となる場合)

第31条 障害者用SUGOCA定期券は、ICカード規則第43条の定めによるほか、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 使用資格を偽って障害者用SUGOCA定期券を使用した場合
 - (2) 本人用SUGOCA定期券を単独で使用した場合
 - (3) 介護者用SUGOCA定期券を単独で使用した場合
 - (4) 本人用SUGOCA定期券と介護者用SUGOCA定期券の使用が、同時刻・同一駅・同一経路による乗車ではない場合
 - (5) 手帳を携帯せずに障害者用SUGOCA定期券を使用した場合又は係員の請求があった際に手帳の呈示を拒んだ場合
- 2 ICカード規則第43条第1項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。
 - 3 偽造、変造又は不正に作成された障害者用SUGOCA定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。
 - 4 偽造、変造若しくは不正に作成された障害者用SUGOCA定期券を使用しようとした場合、又は障害者用SUGOCA定期券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、ICカード規則第28条の規定を準用します。

5 前各号により無効として回収した場合、一定期間、当該旅客への障害者用SUGOCAの発売を行わない場合があります。

第4節 払いもどし

(障害者用SUGOCA定期券の払いもどし)

第32条 障害者本人は、障害者用SUGOCA定期券が不要となつた場合は、本人用SUGOCA定期券及び介護者用SUGOCA定期券の両方を同時に払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該障害者用SUGOCAの記名人本人であることを証明したときに限って、当社は、次の各号により本人用SUGOCA定期券及び介護者用SUGOCA定期券を払いもどします。ただし、別に定めるところにより、当該本人用SUGOCA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることができます。

- (1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払つた定期旅客運賃及びSF残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額)を払いもどします。
- (2) 券面に表示された有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払つた定期旅客運賃から旅客規則第277条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びSF残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額)を払いもどします。
- (3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があつた場合はSF残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額)を払いもどします。
- (4) 前各号により取り扱う場合は、手数料として本人用SUGOCA定期券及び介護者用SUGOCA定期券のそれぞれにつき220円(定期旅客運賃の払いもどし額とSF残額との合計が220円に満たない場合はその額)を収受します。
- (5) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。

2 障害者用SUGOCA定期券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。

3 障害者用SUGOCA定期券の払いもどしの請求を受け付けた後、旅客は払いもどしの取消し及びSUGOCAの機能の復元を請求することはできません。

(障害者用SUGOCA定期券の定期乗車券機能のみの払いもどし)

第33条 障害者本人は、障害者用SUGOCA定期券が不要となつた場合は、本人用SUGOCA定期券及び介護者用SUGOCA定期券の両方を同時に払いもどし取扱箇所に差し出して、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、SF残額とデポジットを引き継いだ障害者用SUGOCA乗車券の交付を請求することができます。この場合、当該本人用SUGOCA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該本人用SUGOCA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることができます。なお、SF残額のみを払いもどしを請求することはできません。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払つた定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払つ

た定期旅客運賃から、旅客規則第 277 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。

(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として本人用 SUGOCA 定期券及び介護者用 SUGOCA 定期券のそれぞれの定期乗車券につき 220 円を収受します。

2 前項の規定により払いもどしを行う場合は、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用します。

第 5 節 再発行・交換

(障害者用 SUGOCA 定期券の紛失再発行)

第 34 条 旅客が、当該障害者用 SUGOCA 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を障害者用 SUGOCA 定期券の再発行を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当社は紛失した障害者用 SUGOCA 定期券（SF 残額がある場合は当該 SF を含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に、当該障害者用 SUGOCA 定期券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の IC カードにより再発行を行います。

(1) 障害者本人が、再発行を行う駅において、再発行等申込書を提出し、公的証明書等の呈示により、当該障害者用 SUGOCA 定期券の記名人本人であることを証明できること

(2) 前号の紛失再発行の申込後、再発行された障害者用 SUGOCA 定期券の貸与に際して、障害者本人が、再発行を行う駅において係員に手帳を呈示し、当該障害者用 SUGOCA 定期券の記名人本人であることを証明できること。

(3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること

(4) 再発行を行う前に障害者用 SUGOCA 定期券の処理を行う機器に対して当該障害者用 SUGOCA 定期券の使用停止措置が完了していること

2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障害者用 SUGOCA 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受します。

3 障害者用 SUGOCA 定期券の再発行の請求を受け付けた後、旅客はこれを取り消すことはできません。

4 第 1 項に規定する期間内に、再発行する障害者用 SUGOCA 定期券の引取りがない場合は、当該請求に対する交付は行いません。

5 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行つた後に、紛失した障害者用 SUGOCA 定期券を発見した場合は、障害者本人は、これを障害者用 SUGOCA 定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した障害者用 SUGOCA 定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。

(注) 発見した障害者用 SUGOCA 定期券を旅客が再び利用することはできません。

6 障害者用 SUGOCA 定期券の使用停止措置を行つた場合、当該措置を行つた障害者用 SUGOCA 定期券を旅客が再び使用することはできません。また、障害者用 SUGOCA 定期券のうち、本人用 SUGOCA 定期券又は介護者用 SUGOCA 定期券のいずれか一方について使用停止措置を行つた場合、旅客は、当該措置を行つた障害者用 SUGOCA 定期券の再発行を受けない限り、他方の障害者用 SUGOCA 定期券を単独で使用することはできません。

7 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該障害者用 SUGOCA 定期

券の記名人の代理人に対し、当該各項に規定する取扱いを行うことがあります。

(障害者用SUGOCA定期券の障害再発行)

第35条 障害者用SUGOCA定期券の破損等によつて障害者用SUGOCA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となつた場合で、障害者本人が当該障害者用SUGOCA定期券とともに別に定める申込書をSUGOCA定期券の再発行を行う駅に提出したときは、その原因が旅客の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は当該障害者用SUGOCA定期券の使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に、当該障害者用SUGOCA定期券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードにより、当該障害者用SUGOCA定期券と同一の定期乗車券機能及び同額のSF残額をもつ障害者用SUGOCA定期券の再発行の取扱いを行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

2 障害者用SUGOCA定期券のうち、本人用SUGOCA定期券又は介護者用SUGOCA定期券のいずれか一方について前項による再発行を行う場合、再発行が完了するまでの間、他方の障害者用SUGOCA定期券を単独で使用することはできません。

(障害者用SUGOCA定期券の再発行に係る当社の免責事項)

第36条 第34条に定める再発行の取扱いを行う場合、紛失した障害者用SUGOCA定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該障害者用SUGOCA定期券の払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。

2 第34条及び前条に定める再発行の取扱いを行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号のICカードを発行したことにより旅客に不利益又は損害が生じたときであつても、当社はその責めを負いません。

第6節 特殊取扱い

(障害者用SUGOCA定期券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第37条 第31条第1項の規定により、障害者用SUGOCA定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、ICカード規則第49条の定めによるほか、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃に障害者割引を適用した額とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。

(1) 第31条第1項第1号に該当する場合は、旅客規則第265条第1項第1号を準用して計算した普通旅客運賃

(2) 第31条第1項第2号から第5号までに該当する場合は、旅客規則第265条第1項第3号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃

2 第31条第3項の規定により無効として回収した場合であつて障害者用SUGOCA定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもつて券面表示内容として取り扱うことがあります。

(同一駅で再度出場する場合の取扱方)

第38条 旅客は、障害者用SUGOCA定期券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（券面に表示された有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）に対する普通旅客運賃に障害者割引を適用した額を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。

2 旅客が券面表示区間外の駅で、又は券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、障害者用SUGOCA定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第25条第2項の規定に準じて取り扱います。

（列車の運行不能の場合の取扱い方）

第39条 券面表示が有効期間内の障害者用SUGOCA定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、SFをチャージした障害者用SUGOCA定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面に表示された有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第26条の規定に準じて取り扱います。

第3編 他社線内での障害者用SUGOCAの利用

（他社線内における取扱範囲）

第40条 他社線内における障害者用SUGOCAによる乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

別表

【発売用】または【情報更新用】

障がい者用SUGOCA申込書

障がい者用SUGOCA申込書

障がい者用SUGOCAは、各自治体が発行する身体障害者手帳、療育手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載があるもの）または精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に第1種の記載があるもの）をお持ちのお客さま（小児除く）とその介護者をご利用いただけるICカード乗車券です。

フリガナ	
障がい者ご本人の氏名	
身体障害者手帳番号・療育手帳番号 精神障害者保健福祉手帳番号	号
生年月日・性別（ご本人）	年 月 日（男・女）
電話番号（ご本人またはその介護者）	（ご本人・介護者）いずれか該当するものを囲んでください。 — — 【介護者の電話番号を記載する場合】 ご本人が介護者の電話番号を記載する場合は、事前に介護者へ電話番号を記載する旨の同意を得ている場合のみ受付をいたします。 <確認欄> <input type="checkbox"/>

私は、【確認事項】①～④及び【個人情報の取扱いについて】の記載内容を確認し、全て同意のうえ、障がい者用SUGOCAを申し込みます。

【確認事項】以下の①～④につきましてご確認いただき、全て同意のうえ、確認欄にチェックをしてください。

①	【必須】●障がい者用SUGOCAに関する規則 ・障がい者用SUGOCAのご利用に関する事項は、「九州旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」及び「九州旅客鉄道株式会社障害者用ICカード乗車券取扱規則」の適用を受けます。	確認欄 <input type="checkbox"/>
②	【必須】●ご利用方法 ・ご本人とその介護者は、障がい者用SUGOCAの使用にあたり、当社線のSUGOCAエリア内において同一行程（同時刻・同一駅・同一経路）による乗車及び降車を行うために使用するものとします。ご本人または介護者単独でご利用いただくことはできません。 ・介護者はご本人と同一行程にてご利用の場合、任意の1名のお客さまがご利用いただけます。 ・ご利用の際は、障害者手帳を携行してください。	確認欄 <input type="checkbox"/>
③	【必須】●ご利用状況の確認 ・当社は、障がい者用SUGOCAのご利用状況の確認を定期的に行うものとし、詳細なご利用状況の確認が必要と認められる場合には適切なご案内を行うため、上記の連絡先に連絡を行うことがあります。 ・適切にご利用いただけない場合、障がい者用SUGOCAの使用停止措置を行う場合があります。	確認欄 <input type="checkbox"/>
④	【必須】●有効期間 ・障がい者用SUGOCAは、ご購入いただいた日から1年後の同月末日まで有効です。 ・有効期間終了後も障がい者用SUGOCAをご利用される場合は、当社線のSUGOCAエリア内のみどりの窓口当該障がい者用SUGOCA（本人用・介護者用）を同時に持参のうえ、申込書の提出及び障害者手帳等を呈示いただくことで、有効期間の更新を受けることができます。	確認欄 <input type="checkbox"/>

【個人情報の取扱いについて】

当社はご記入いただいた個人情報を要配慮個人情報として取得し、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

1 取得する個人情報

ご本人の氏名、身体障害者手帳番号、療育手帳番号または精神障害者保健福祉手帳番号、生年月日、性別、ご本人またはその介護者の電話番号

2 利用目的

取得した個人情報の利用目的は、以下に定めるとおりとし、これに関連する目的を含むものとします。

- ① 障がい者用SUGOCAに関する手続きのため（ご利用資格の確認、有効期間の更新、変更、払いもどし等）
- ② 障がい者用SUGOCAのご利用状況の確認（利用停止手配を含む）のため
- ③ 障がい者用SUGOCAのご本人へのご利用状況の確認および適切なご利用方法のご案内に関する連絡のため
- ④ 障がい者用SUGOCAにかかわるサービスの実施および改善のため
- ⑤ その他上記の各目的に準ずるか、これらに関連する目的のため

3 個人情報の共同利用

当社、SUGOCA発行事業者及びSUGOCAと相互利用するICカードの発行事業者は「1 取得する個人情報」に記載する個人情報を「2 利用目的」に記載する利用目的の達成に必要な範囲で共同して利用することがあります。

- ① 共同して利用する個人情報の項目
ご本人の氏名、身体障害者手帳番号、療育手帳番号または精神障害者保健福祉手帳番号、生年月日、性別、ご本人またはその介護者の電話番号
- ② 共同して利用する者の範囲
SUGOCA発行事業者及びSUGOCAと相互利用するICカードの発行事業者
- ③ 利用目的
「2 利用目的」に記載する利用目的を達成するため
- ④ 個人情報の管理について責任を有する者の名称および住所ならびに代表者の氏名
九州旅客鉄道株式会社
福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
代表取締役社長執行役員 古宮 洋二
2025年4月1日時点での情報です。
最新の情報は、当社HPの会社概要 (<https://www.jrkyushu.co.jp/company/info/index.html>) をご確認ください。

【係員使用欄】

障がい者用SUGOCA発売・有効期間更新・個人情報変更時の資格確認使用書類
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
記事欄

以上

(鉄道営業編)